

地方公会計「統一基準」をめぐる議論（後編）

～三酸人経理問答～

たか た ひろひさ
高田 裕久

一般財団法人日本経済研究所 調査局 上席研究主幹

【前編の議論と登場人物】

ある学生街の古い喫茶店「シードル」。地方公会計をめぐる会計ゼミ同門3人の硬い会話が続く。前編では、地方公会計の目的と意義が議論の中心となった。後編では、「統一的な基準」の概要と、財務書類の例として貸借対照表の読み方を議論する。



役所紳士くん 30代前半（男性）
市役所 財政課主任

学生時代のボランティア経験から格差が拡大する社会に心を痛め、公共に貢献したいという志をもって、地元市役所に就職した。福祉をはじめ現場での勤務が多かったが、このたび、会計ゼミに所属していた経歴が買われ、財政課へ異動し地方公会計を担当することになった。



企業戦士さん 40代前半（女性）
上場企業 経理課長

氷河期に直撃したため就職浪人を経験した。キャリアを転々とする中で会計ゼミの門を叩き、修士課程を修了した。そのあと上場企業の正社員となり、鋭い理論とタフな性格を武器に頭角を現し、このたび目度く本社管理職へ昇進した。



ごもつとも先輩 50代前半（男性）

会計ゼミOBであること以外は正体不明。「ごもつとも」が口癖で、議論を丸く収めようとする性癖がある。



「シードル」のママ 年齢不詳（女性）
新登場

かつての看板娘は、いまや学生街の守護霊と呼ばれ「ママの淹れたコーヒーは失恋も留年も癒す」と信じられている。



会計大先生（故人）（男性）
議論の終わり頃に登場する。

3人の学んだ会計ゼミの大先生。学生の人間的な成長を無上の喜びとした教育者であり、卒業生たちからは今も慕われている。

1. 統一的な基準による新機軸（図表9）

(1) 複式簿記の本格的導入



ごもつとも先輩

現在導入が進んでいる地方公会計「統一的な基準」は、従来の総務省モデルに比して、どのような特徴があるのかな。



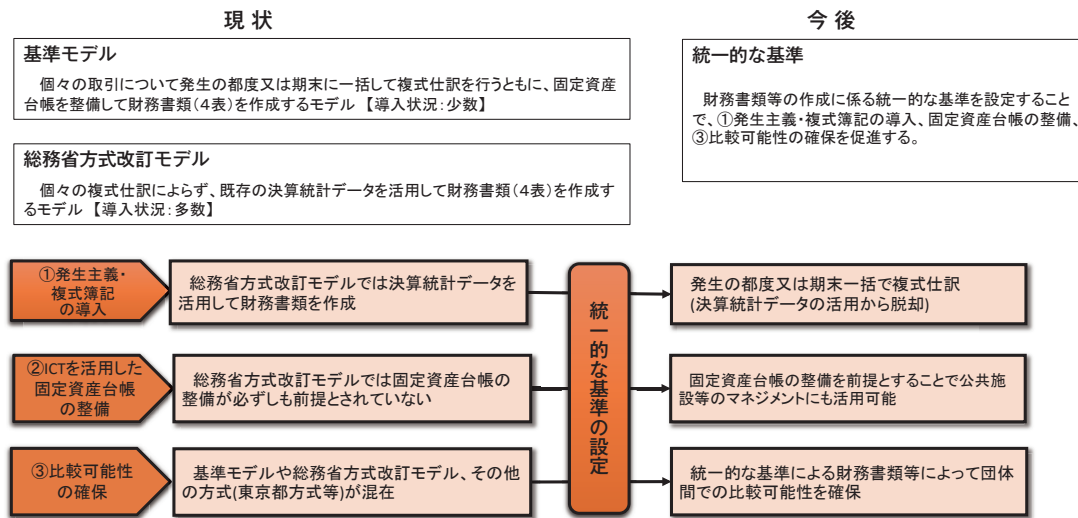
役所紳士くん

まず、複式簿記を本格的に導入することです。これまでは、現金主義会計の歳入歳出決算データ（予

算科目単位）を組み替えて、発生主義会計の財務書類を作成することが容認されていました（総務省方式改訂モデル）。統一基準では、このような簡便処理は認められず、個別の取引毎に複式仕訳を行うことが求められます。

取引の都度、伝票単位ごとに仕訳をする方法（日々仕訳）を原則としますが、事務負担や経費負担を考慮して、日々の取引の蓄積を期末に一括して仕訳を行う方法（期末一括仕訳）も容認されました。

(図表9) 統一的な基準による地方公会計の整備促進 (図表5を再掲)



(出所) 総務大臣通知文書(2014/6) 参考資料に筆者が加筆して作成

 **企業戦士さん**

うーん、伝票処理というのは日々行うのが常識ではないかしら。伝票を期末に一括して処理するというのは、ちょっと信じられない発想だわ。大丈夫なのかしら？


 **役所紳士くん**

誤解がないようにしておく、現金主義会計の歳入歳出データは日々処理しています。予算執行の伝票を溜めこむことはありません。

問題は、発生主義会計のシステムを整備するためには投資が必要になることです。特に、日々仕訳の場合、歳入歳出処理と複式仕訳をシステムの同一画面上で行うことが実務的な前提になると思います。一方で、期末一括仕訳の場合は、現行システムから歳入歳出データ(個別伝票)を、外付けの地方公会

計システムに取り込んで複式仕訳する方法が可能です。現行システムの改修費用を抑えることができます。

なお、地方公共団体情報システム機構¹から統一基準に対応した標準的なソフトウェアが提供されており、多くの自治体が利用する見込みです。

 **ごもつとも先輩**

これも重要な論点だね。もちろん、日々仕訳が理論的にも実務的にも望ましいことは言うまでもない。但し、新しい制度を実務にどう落としこんでいくのか、まだ見えない部分も多い段階で、現行システムの大規模な改修に躊躇する気持ちも良くわかる。

現時点では大半の地方自治体が、期末一括仕訳でスタートする見込みだ²。少なくとも月次を単位として、財務情報をタイムリーに経営管理へ活かして欲しいものだ。

¹ 地方公共団体情報システム機構ホームページ「地方公会計標準システム」導入促進事業 https://www.j-lis.go.jp/rdd/kokaikei/cms_93218820107.html

² 日本生産性本部(自治体マネジメントセンター)のアンケート調査によれば、統一的な基準による財務諸表を作成する予定の団体のうち、「日々仕訳」を予定しているのは3.1%に過ぎず、大半を占める71.6%が「期末一括仕訳」を予定している。「地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2016/1発表) <http://activity.jpc-net.jp/detail/mdd/activity001461/attached.pdf>



企業戦士さん

もう一つ重要なのは、誰が仕訳をするのか、ということだと思うわ。財務データを経営管理に活用するためには、現場の責任で原データを入力することが不可欠だわ。原課の関与なしに作成されたデータが、財政課から「降って」くる方法では、現場の当事者意識は期待できない。拙速には行かないのだろうけれど、こういう問題意識も大切だと思います。

(2) 固定資産台帳の整備



役所紳士くん

次の特徴は、固定資産台帳の整備を前提としていることです。これまでは、公有資産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を整備していますが、保有する全ての資産を網羅的に把握するものではありませんでした。また、これらの法定台帳は、主として財産の運用管理、現況把握を目的としており、資産価値に係る情報の提供を前提としていません。貸借対照表を作成する基礎データとしては十分ではなかった訳です。

統一基準においては、全ての固定資産ⁱⁱⁱを対象として固定資産台帳を整備することが求められています。固定資産台帳は、資産単位^{iv}ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延床面積など）などの情報を備えます。



ごもつとも先輩

そもそも、地方自治体の財産は膨大であり、中に

は幕府や藩から承継した物件もある。これらを含めて網羅的に把握するのだから、この固定資産台帳は明治維新以来の快挙とも言えないだろうか。



役所紳士くん

総務省は、地方自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の作成を要請しています。ほとんどの地方自治体が平成28年度までに総合管理計画を策定する予定です^v。次は、総合管理計画を具体化する個別施設の管理計画が検討されていくでしょう。固定資産台帳の整備は、これらの公共施設マネジメントにも資すると期待されます。



ごもつとも先輩

この固定資産台帳は公表を前提とする^{vi}。地方自治体の個別財産の状況が「見える」ことは画期的だと思う。



企業戦士さん

現時点で快挙とか画期的とか、少しお目出度くないかしら。重要なのは実際の使われ方よ。たしかに固定資産台帳が公表されることにより、民間事業者から活用提案をしやすくなるのは確かね。これも提案の中身次第だけれどね。

(3) 比較可能性の確保



役所紳士くん

三つ目の特徴は、統一的な基準が適用されることにより、地方自治体の財務書類が比較可能になることです。

ⁱⁱⁱ 但し、開始時において次の①と②は記載しない（総務省研究会報告書276）。

①既に耐用年数が過ぎているもの
②表示登記が行われていない法定外公共物

^{iv} 資産単位の区分は次の①と②の原則に照らして判断する（総務省研究会報告書278）。

①現物との照合が可能な単位であること
②取替や更新を行う単位であること

^v 総務省ホームページ「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」（平成28年4月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000425258.pdf

^{vi} 総務省マニュアル「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」5

 **ごもつとも先輩**

「将来世代負担比率」や「資産老朽化率」といった財務比率のランキングが経済雑誌の記事になる可能性もあるね。自治体トップが順位ばかりを気にするようになれば、事務方がやりにくい局面も増えそうだね。

 **役所紳士くん**

そこは心配ですね。順位づけには抵抗があります。但し、順位は地理条件や人口状況などの自治体の個性も反映されます。その個性を出発点として、何ができるかを考えていくことが大切だと思います。

 **企業戦士さん**

同一の基準が適用されることにより、全国の地方自治体を合算した財務書類も作成可能になるということね。

 **役所紳士くん**

地方自治体間の取引を相殺消去すれば、純計ベースで合算した統計を作成できると思います。

 **企業戦士さん**

国と地方自治体の合算は可能になるのかしら？国全体の財政状況を把握するための有用な情報になると思います。

 **ごもつとも先輩**

国については、財務省が複式簿記、発生主義を参考にした「国の財務書類」を公表している^{vii}。地方公会計と作成基準が異なるため単純な合算はできないが、何らかの調整を工夫することにより技術的に

はいずれ合算可能になると考えられる。

ただし、国と地方自治体との合算については、財務書類の報告主体、会計単位とは何かという根本問題にも関わるものであり、きちんとした検討を経る必要があるだろう。

2. 貸借対照表

 **ごもつとも先輩**

それでは貸借対照表の見方を議論していくことにしよう。

 **役所紳士くん**

貸借対照表は、基準日時点における地方自治体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示します。その様式は（図表10）のとおりです。

(1) 資産

① サービス提供能力

 **役所紳士くん**

地方公会計における資産は、「将来の経済的便益が会計主体に流入すると期待される資源」または「会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの」と定義されます^{viii}。地方自治体の性格を踏まえて、「経済的便益」だけではなく、「サービス提供能力」にも着目していることが特徴です。

 **企業戦士さん**

企業会計における資産は、「過去の取引または事

^{vii} 財務省「平成26年度 国の財務書類」（平成28年1月）

http://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2014/20160129houdouhappyyou.html

同「国の財務書類」ガイドブック

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings_pf/material/zaiseidg260128/sankou_2.pdf#search='%E5%9B%BD%E3%81%AE%E8%B2%A1%E5%8B%99%E6%9B%B8%E9%A1%9E%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF'

財務省主計局法規課公会計室「国の財務書類等の一層の活用について」（平成27年7月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000372191.pdf#search='%E5%9B%BD%E3%81%AE%E8%B2%A1%E5%8B%99%E6%9B%B8%E9%A1%9E'

^{viii} 総務省研究会報告書38

(図表10) 貸借対照表の様式

貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

(単位:)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		地方債	
事業用資産		長期未払金	
土地		退職手当引当金	
立木竹		損失補償等引当金	
建物		その他	
建物減価償却累計額		流動負債	
工作物		1年内償還予定地方債	
工作物減価償却累計額		未払金	
船舶		未払費用	
船舶減価償却累計額		前受金	
浮標等		前受収益	
浮標等減価償却累計額		賞与等引当金	
航空機		預り金	
航空機減価償却累計額		その他	
その他		負債合計	
その他減価償却累計額		【純資産の部】	
建設仮勘定		固定資産等形成分	
インフラ資産		余剰分 (不足分)	
土地			
建物			
建物減価償却累計額			
工作物			
工作物減価償却累計額			
その他			
その他減価償却累計額			
建設仮勘定			
物品			
物品減価償却累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
その他			
投資その他の資産			
投資及び出資金			
有価証券			
出資金			
その他			
投資損失引当金			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金			
減債基金			
その他			
その他			
徴収不能引当金			
流動資産			
現金預金			
未取金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金			
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

(出所) 総務省マニュアル

象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」と定義されます^{ix}。「経済的資源」はキャッシュの獲得に貢献する便益の源泉を意味します。地方公会計の方が、資産の範囲が広いということかしら？

 **ごもつとも先輩**

狭い広いという議論ではなく、着眼点の違いだと

思う。例えば、道路や橋梁について、地方公会計はサービス提供能力に着目して資産としますが、企業会計においても他の設備と一体となってキャッシュを獲得するものであれば資産とされるでしょう。一方で、統一基準は繰延資産の計上を認めておらず、また「のれん」が計上されることもなかろう。

^{ix} 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」4 (企業会計基準委員会)

また、地方公会計、企業会計ともに事業の継続を前提としており、売却・換金を想定するものだけが資産として計上される訳ではない。

 **役所紳士くん**

資産のうち、もっとも重要な有形固定資産ですが、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」に区分して計上します。事業用資産（庁舎、市民会館、校舎など）とインフラ資産（道路ネットワーク、下水処理システムなど）は性質が異なるため、区分して表示することは有用だと考えられます。

 **企業戦士さん**

事業用資産とインフラ資産を区分することは、維持更新等の管理政策を検討する上でも役立つと思うわ。一般論ですが、事業用資産＝集約化・コンパクト化、インフラ資産＝長寿命化、という方針が適当なのではないかしら。

② 評価基準

 **役所紳士くん**

とても難しい問題が、有形固定資産の評価基準です。

自治体の事業に供するために資金が投下されている資産ですから、企業会計における有形固定資産と

同様に、取得原価主義を適用することが原則だと考えられます。しかしながら、明治や戦前から保有している物件の取得原価が有用な情報なのか、あるいは購入以外の方法（交換や贈与など）により取得した等の理由により取得原価が存在しない、または不明である、という物件が少なからずあるという問題があります。

また、資産・負債改革の観点からは時価評価が有用な情報になる、との考え方もあります。

この点は、総務省の研究会で議論が重ねられ、統一基準においては（図表11）のように整理されました。考え方としては、取得原価での評価を原則としつつ、市場取引以外の方法で取得した物件、取得原価が不明の物件については再調達原価で評価します。また、特定時期（昭和59年度）以前に取得した物件は、原則として再調達原価で評価します。

 **企業戦士さん**

大変な議論を重ねた上での整理だと言うことを承知の上で、あえて問題を提起するのですが、昭和59年度以前に取得した物件が再調達原価で再評価されますね。とりわけ土地は、減価償却を通じて費用化しないので、再評価差額分だけ純資産が底上げされます。

（図表11）有形固定資産等の評価基準 【 】内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産（土地など） * 棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 【再調達原価】	取得原価	立木竹のみ6年に1回程度
道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 【備忘価額1円】	取得原価	—
償却資産 * 棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 【再調達原価】	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価（ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円）

備考2 (略)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価（出所）総務省マニュアルを筆者が一部加工



ごもつとも先輩

ご指摘のとおり、土地の再評価差額が純資産に含まれることになる。但し、これは純資産を厚く見せようとする政策的な意図に基づくものではなからう。古くから保有する土地については、取得原価よりも再調達原価（固定資産税評価額等）で評価することが真実の財政状態を示す、と考える会計的な合理性を反映した整理だと思う。

企業会計においても、同様の観点から大会社等について「土地再評価法^x」により事業用土地を再評価（「土地再評価準備金」を純資産に計上）することが容認されたことがある。



役所紳士くん

「投資及び出資金」、「長期貸付金」などの投資その他の資産については、企業会計における金融商品会計に準じた評価基準となっています^{xi}。また、租税等の「長期延滞債権」も独立した科目として開示されます。

出資先の経営状態や貸付金等の回収可能性等を評価した上で「投資損失引当金」、「徴収不能引当金」（貸倒引当金）の計上が求められます。また、これら引当金は間接控除方式で開示されるため、当初の出資金額、債権金額に対する資産悪化の状況が明示されます。



ごもつとも先輩

出資金、長期貸付金のリスクを評価することは、地方自治体の経営管理の向上に欠かせない。「徴収不能引当金」（貸倒引当金）は、債権全体または同種・同類の債権ごとに不能欠損実績率（貸倒実績率）に基づいて計算することとされているが、債務

者の財政状態に応じた区分により引当率を計算する等の工夫が望ましいと考える。

③ 今後の検討課題（減損会計）



企業戦士さん

今後に向けた課題として問題提起したいのが減損会計です。減損会計は、投資その他の資産については適用されていますが、有形固定資産や無形固定資産についても適用を検討すべきではないかしら？



役所紳士くん

その点は、総務省マニュアルでも今後の検討課題とされています。企業会計における固定資産の減損は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態を言います。地方公会計では、資産の要件を「サービス提供能力」にも置いており、「収益性の低下」に着目する企業会計の考え方をそのまま適用することは難しいと思います^{xii}。



企業戦士さん

建設時には利用されていたかも知れないけれども、現在では閑古鳥が鳴く公共施設も少なからず存在するわ。こういう低利用施設については「サービス提供能力」が損なわれたと考え、将来へ引き継ぐ帳簿価額を適正な価額まで減額するべきだわ。



役所紳士くん

何をもって「低利用」とするのか、その基準が難しいと思います。地方自治体の資産のうち、災害発生時の避難施設など、日常的に利用されることは無くとも行政上の重要な役割を有するものもあります。



ごもつとも先輩

この論点は確かに難しいが、検討に値するものだ

^x 「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）。なお、「金融の円滑化に資する」（第1条）ことを目的とする旨が明記されている。

^{xi} 但し、売買目的有価証券については想定されないため区分しない等の違いはある。

^{xii} なお、資産の物理的な実体が滅失した場合の「臨時損失」（災害復旧事業費、資産除売却損）については地方公会計においても概念が設けられている。

(図表12) 大阪府の減損会計(概要)

<p>1. 資産 行政活動の結果支配することになった資源で、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流入が期待されるもの。</p> <p>2. 固定資産の減損 (1)または(2)</p> <p>(1) 行政サービス提供能力</p> <p>①固定資産に<u>現在期待</u>される行政サービス提供能力</p> <p>②当該資産の<u>取得時に想定</u>された行政サービス提供能力</p> <p>→①(現在期待)が②(取得時想定)に比して著しく減少し将来にわたり回復が見込めない状態</p> <p>(2) 将来の経済的便益が著しく減少した状態</p> <p>3. 減損の兆候</p> <p>(1) <u>行政財産等(行政の業務に使用する財産)</u></p> <p>①、②、③のいずれか</p> <p>①当該資産が使用されている業務の実績が著しく低下(概ね計画の50%程度)した</p> <p>②当該資産の<u>使用可能性</u>を著しく低下(概ね計画の50%程度)させる変化があった</p> <p>③当該資産の<u>業務運営環境</u>が著しく悪化(概ね計画の50%程度)した</p>	<p>(2) 普通財産 ((1)以外の財産) 当該資産の時価が帳簿価額と比較して50%以上下落した</p> <p>4. 減損の認識</p> <p>(1) <u>行政財産等(行政の業務に使用する財産)</u> 当該資産の全部または一部を当初の行政目的での使用を停止し、かつ、将来にわたって使用が想定されていないとき</p> <p>(2) 普通財産 時価の回復が見込めないとき</p> <p>5. 減損額の測定</p> <p>(1) <u>行政財産等(行政の業務に使用する財産)</u> 帳簿価額を①または②(いずれか高い方)まで減額する</p> <p>①正味売却価額</p> <p>②使用価値相当額(減価償却後再調達価額)</p> <p>(* 使用継続が想定される部分と同じ行政サービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合に見込まれる取得価額(既経過使用期間の減価償却累計額を控除)</p> <p>(3) 普通財産 帳簿価額を正味売却価額まで減額する</p>
--	--

(出所)「大阪府財務諸表作成基準」、「減損処理取扱要領」より筆者作成

と思う。ひとつ参考になるものとして大阪府の減損会計が上げられようⁱⁱⁱ。大阪府では、固定資産の減損を、当該資産に「現在期待」される行政サービス提供能力が「取得時の想定」に比べて著しく減少し回復が見込めない状態、としている(図表12)。すなわち「低利用」の基準を、現状と設備整備時の想定との比較に置いている。

 **役所紳士くん**

残念ながら、地方自治体が施設を整備する際に、具体的な「使用の程度」(例：年間来館者数、年間利用コマ数など)を明示的に設定している例は稀だと思います。特に、かなり昔に整備した施設については、当時の想定と現状を比較するのは難しいと思います。

 **企業戦士さん**

その考え方には抵抗があるわ。施設を整備する際には、使用程度の想定値を明示した上で投資を決定すべきだわ。企業における将来キャッシュ・フロー予測に基づく投資回収計算とは同様に語れないとは思いますが、投資に見合う使用の程度や効果を事前に検討することは重要だわ。少なくとも今後の投資決定については、そういう発想を取り入れていって欲しい。また、過去の投資分についても、現時点での使用目的、利用状況等を見直した上での適正な評価を行うべきだわ(なお、大阪府では施設別に減損の兆候を判断する指標を定めている^{iv})。

 **役所紳士くん**

減損をする場合の適正な評価価額とは、どういう

ⁱⁱⁱ 大阪府財務諸表作成基準、減損処理取扱要領
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/kaikeikijyun/index.html>

^{iv} 大阪府「減損会計導入に伴う各施設別減損の兆候を判断する指標一覧」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kanzai/gensonsihyo/>

ものになるのでしょうか？



ごもつとも先輩

大阪府では、行政財産等（行政の業務に使用する財産）については、減損後の帳簿価額を当該資産の「正味売却価額」と「使用価値相当額」のいずれか高い方（＝回収可能サービス価額）まで減額する、としている。

インフラ資産（道路ネットワーク、下水処理システムなど）については難しい面もあるだろうが、事業用資産（庁舎、市民会館、校舎など）については適用可能な考え方ではなかろうか？

④ 今後の検討課題（リース会計）



企業戦士さん

今後の課題として、もう一つ上げたいのがリース会計です。地方公会計では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理が容認されています。これは、実務適用可能性や費用対効果を勘案した措置とされていますが、実務が進歩することにより、将来的には売買取引に準じた会計処理に統一していくべきだと思うわ（企業会計と同様）。



役所紳士くん

ファイナンス・リース取引と判定する要件の一つである「解約不能」については、取引の契約形式に止まらず経済的実態も合わせて判断することが求められます。単年度予算主義を反映して単年度契約としているリース契約についても個々に実態判断をする必要がありそうですね。



ごもつとも先輩

また、PFI等の手法により整備した所有権がない資産についても、契約上のリスク配分状況等を検討

の上、原則としてリース資産・リース債務としての認識することが求められている^{xv}。個別事案の経済的実態に即した判断が必要になり、地方自治体の経営管理高度化の観点からも望ましいものと考えられる。



役所紳士くん

所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理は、企業会計においても中小企業に対しては容認されているものです。地方自治体は、財政規模が大きく利害関係者も多いですが、企業会計的な手法に習熟が足りないことも事実です。現実を踏まえて無理な背伸びを避けつつ、着実に新制度を定着させていく、こういう視点が地方公会計を論じるにあたっては不可欠ではないでしょうか。

(2) 負債

① 損失補償等引当金



役所紳士くん

負債については、地方債などの金銭債務については、従来より予算、決算の両方で厳格に管理をしてきました。地方公会計によって、「損失補償等引当金」の計上が求められ、偶発債務についての情報開示が充実します。

具体的には、地方自治体が関連法人に対して行っている損失補償等の債務について、対象法人の経営状況等を評価して将来の負担が見込まれる額を算定し、損失補償等引当金の計上が求められます^{xvi}。また、引当金計上額を除いた損失補償等債務の金額は、注記に偶発債務として開示します。



ごもつとも先輩

損失補償等による将来負担見込額は、地方公共団体財政健全化法の「将来負担比率」の算定に含まれ

^{xv} 総務省マニュアル「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」31

^{xvi} 損失補償等の履行額が確定したもの（確定債務）については、未払金等として計上する。

てリスク管理の対象とされてきたが、財務書類でも明示される訳だね。

② 今後の検討課題（社会保険）

企業戦士さん

もう一つ今後の課題として提起したいのが、地方自治体が保険者として運営する社会保険（国民健康保険、介護保険^{xvii}）です。言うまでもなく、社会保険制度は我が国の社会保障における支柱となっており、将来に向けて持続させていくため経営状況に関する情報開示、リスク管理は極めて重要です。

保険という経済行為は企業によっても営まれています。民間の保険会社は収入保険料から、将来の保険金支払いに備えて責任準備金（負債）を引き当てるという会計を行っています。公的保険においても、保険業会計を参考にして将来給付に備えた引当金を計上することが必要ではないでしょうか？

役所紳士くん

異議ありです。社会保険と民間保険は性格が違います。社会保険は法律によって国民に加入義務が課せられるとともに（国民皆保険）、保険料等も毎年の法令、予算によって見直しが行われます。任意の双務契約に基づく民間保険とは全く異なるものです。

また、加入者からの保険料に加えて、国や地方自治体から公的財源が繰り入れられることにより、制度の安定的運営が確保されています。

企業戦士さん

そこがポイントだと思うのよ。国や地方自治体の財政負担が制度に組み込まれているのであれば、それは契約債務ではなくとも事実上のコミットメントとして、一般会計において引当金を計上するべきで

はないでしょうか？

役所紳士くん

なお異議ありです。引当金の要件は4つありますが（①将来の特定の費用または損失に対するものであること、②その発生が当期以前の事象に起因すること、③発生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができること。）、このうち②と④を充足するものか疑問だと思います。事実上のコミットメントを認識の基準とするならば、財政の義務的経費の将来負担見込額はすべからず負債計上せよ、ということになりますが、それはおかしいでしょう。

ごもつとも先輩

厚生労働省は「社会保障に係る費用の将来推計」（平成24年6月）において、社会保障に係る将来の給付を推計しているが、その負担の内訳として社会保険料（年金、医療、介護）と公費負担が示されている^{xviii}。

社会保険は、「ナショナル・ミニマム」を確保するため法律に基づいて実施されているものだから、国の責任において制度全体の見通しが示されている、ということかな。

役所紳士くん

市町村の国民保健特別会計の主たる収入は、保険料の他、国や都道府県からの支出金、他の健康保険制度からの調整交付金（前期高齢者交付金）、市町村一般会計からの繰入金によっています（図表13）。市町村一般会計からの繰入金のうち、法定繰入額は地方交付税の算定対象となっており、個々の自治体にとっては財源が保障される仕組みになっています。自主財源での対応となる法定外繰入額のうち

^{xvii} 公的年金は国が保険者となっているため、本稿の対象とはしない。なお、「国の財務書類」は、公的年金（厚生年金、国民年金）に係る国庫負担の将来推計額を注記で開示している。

^{xviii} 厚生労働省ホームページ「社会保障に係る費用の将来推計」（平成24年6月）<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/shouraisukei.pdf>

(図表13) 国民健康保険(市町村)の財政状況について
平成26年度(見込)速報ベース(金額単位:億円)

保険料(税)	30,571
国庫支出金	33,595
都道府県支出金	11,238
前期高齢者交付金	33,550
市町村一般会計からの繰入金(*)	8,299
その他	22,596
単年度収入総額(A)	139,849
総務費	1,855
保険給付費	93,585
後期高齢者支援金	18,098
介護納付金	7,725
その他	18,796
単年度支出総額(B)	140,059
単年度収支差額(C)=(A)-(B)	-210
国庫支出金精算額等(D)	96
精算後単年度収支差引額(E)=(C)+(D)	-114

(*) 市町村一般会計からの繰入金 内訳

法定繰入分	4,516
決算補填目的のもの(F)	1,969
保険者の政策によるもの	1,503
その他	311
法定外繰入分	3,783
合計	8,299

決算補填目的の繰入金を除いた収支 (G)=(E)-(F)	-2,083
---------------------------------	--------

(出所) 厚生労働省「平成26年度国民健康保険(市町村)の財政状況について=速報=」より筆者が作成
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000112058.pdf>

ち、決算の補填を目的とするものは(全国で)2000億円程度です。

企業戦士さん

そこが問題なのよ! 納税者にとっては、国税も地方税もまとめて払っているのだから、両方を合わせてきちんと管理して欲しいわ!! 国民健康保険料については地域間の格差も問題になっています^{xix}。地域の暮らしに直結する問題よ。。

また、企業の健保組合からの調整交付金も大きな金額になっている。調整の必要性は良く理解できますけれど、企業経営からも関心の高い事項だわ。

私は今の会社に勤めるまでずっと国民健康保険でした。安心な暮らしに欠かせないものだったわ。同時に、収入が不安定だったので、もし保険料を払えなくなったらどうなるのだろう、という不安感も忘れられないのよ。

ごもつとも先輩

国民健康保険については、事業単位を大きくして経営を安定させるとともに、事務の効率化を推進する観点から、財政運営の責任を市町村から都道府県

へ移管する方針が決まっている(医療保険改革法^{xx}、平成30年度から)。移管後も市町村は、保険料の賦課・徴収や保険給付の決定などを担い、制度運営を分担する。

同時に、厚生労働省は都道府県に「地域医療計画」、「地域医療費適正化計画」等の作成を求めている。医療制度における「ナショナル・ミニマム」確保は、地域事情を踏まえた地方自治体の主体的関与があってこそ実現されるものだ。

この分野では「社会保障と税の一体改革」が進行中だ。地方公会計の開示に社会保険の情報を取り込んでいく前に、社会保険の経営管理に地方公会計によって把握可能となる情報を利用していく、という優先順位で考えるべきかと思います。

(3) 純資産

役所紳士くん


純資産は、「正味の資産」=「資産-負債の差額」と定義されます。地方公会計においては、借方(資源の運用形態)の資産に対して、貸方(資源の

^{xix} 厚生労働省「市町村国民健康保険における保険料の地域差分析」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/database/iryomap/hoken.html

^{xx} 「持続可能な医療保険制度を構築するために国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)


調達源泉)を、負債=将来世代の負担(地方債等)と純資産=現在世代までの負担(租税等の拠出)に区分して把握します。つまり、負債と純資産の割合は、将来世代と現在世代の負担比率を示します。

 **ごもつとも先輩**

財政の将来について不安が高まる中で、特に若い住民を中心に世代間の負担のあり方について問題意識が強くなっている。こういう問題意識に対して地方公会計が情報を提供することは重要な意義があると思う。

 **企業戦士さん**

ちょっと待って下さい。純資産は資産と負債の差額ですから、その金額は資産と負債の計上額によって決まります。先に議論したように、資産の計上額には過去取得資産の再評価差額が含まれていることを理解した上で純資産の額を読むべきです(再評価差額は現在世代に帰属)。また、負債についても、引当金等の見えにくい債務がどのように扱われているかを理解した上で将来世代の負担を考える必要があります。


 **ごもつとも先輩**

ご指摘の点はごもつともで、先行する基準(基準モデル、総務省方式改訂モデル)による貸借対照表は相当の資産超過(純資産が厚い)となっており、「財政が厳しい」という一般的な感覚とは必ずしも一致しないものとなっている。今回の統一的な基準においても基本的には同様の傾向となろう。

 **役所紳士くん**

現在世代までが負担した租税で整備されたインフラ等の資産は、将来世代も使用していく訳ですから、必ずしも現在世代負担(純資産)が過小評価されているとは言えないと思います。また、再評価差額も土地に関するものが中心ですから、(地価の大幅下落がない限り)将来世代へ承継されていくことになります。

地方公会計では、純資産を「固定資産等形成分」と「余剰分(不足分)」に区分して表示します。前者は、資産形成のために充当した財源の蓄積であり、金銭以外の形態で将来世代へ承継されます。後者は、金銭の形態で継承されるもので、いわゆる「余裕金」に相当するものです。前者が純資産の大部分を占めます。


 **ごもつとも先輩**

たしかに将来世代の負担を論じる上では、将来世代が承継するインフラ等の資産についても考えねばならない。世代間の分断を煽る論調が強いように思うが、世代間の連続性も忘れてはならない。

これらのインフラ資産は、(土地を除いて)減価償却によって将来世代が負担する行政コストに反映されていく。地方公会計は発生主義会計によって世代間の費用配分計算を可能にする訳だね。

 **企業戦士さん**

資産形成のために充当した財源には、地方税収だけではなく、施設整備を対象とした国からの補助金等も含まれます。地方自治体にとっては返済不要の純資産=現在世代に帰属しますが、これら補助金等が国債で調達されていれば、国にとっては負債=将来世代の負担となります。国全体で見れば負債と考えるべき部分が純資産となっているのは、おかしいのではないかしら?

 **ごもつとも先輩**

財務報告は、誰が報告主体なのかを明確にして考える必要がある。地方公会計の報告主体は地方自治体であり、地方自治体を会計単位として財務情報を報告する。報告主体が国なのか、地方自治体なのか、明確にした上で考えないと財務報告の内容が混乱する。

ご指摘の点は重要だが、国と地方自治体との合算については、報告主体、会計単位について、きちんとした整理を経る必要がある。

3. 宴の終わり

「シードル」のママ（ここでいきなり登場）

ちょっとアンタたち、もう閉店時間をとくに過ぎているのよ。難しい話は、それくらいにして、そろそろ帰ってくれないかしら。会計大先生がいつも仰っていたでしょう、「パーティの終わりを告げることも会計家の役割である^{xiii}」とね。

ごもっとも先輩

そうか、もうこんな時間か。それでは今夜の議論はここまでにしよう。行政コスト計算書、純資産変動計算書（図表14）、資金収支計算書（図表15）については、次のOB会の後で議論することしよう。

企業戦士さん

えー、私はもっと議論がしたいわ。

役所紳士くん

僕ももっと議論がしたいなあ。

企業戦士さん

紳士くん、次は二人だけで議論をしましょう。ごもっとも先輩を外して。

役所紳士くん

ごもっとも先輩、次は出て来なくても良いですよ。でもまあ、お元気で。いつの時代も反面教師と言うのは存外に値打ちのあるものです。

4. まとめ

会計大先生（重々しく登場）

世の中には、時間をかけてでもやるべきことがあるように思います。地方公会計は、その一つだと思います。地方自治体は、大小合わせて約1900（広域連合等を含む）あります。その全てが地方公会計を

整備していくことは容易なことではありません。しかし、議論にあったように、地方自治体全体の合算、国と地方自治体の合算までを視野に入れたときに、統一的な基準により全ての自治体が整備することが欠かせません。

情報技術、特にクラウド・ネットワークの発展は、地方公会計の整備にとって追い風であり、この機会を捉えて弾みがついていくのではないのでしょうか。

さて、私が会計研究の専門家を志したのは、「企業会計原則」前文（昭和24年7月）を読んだことがきっかけです。

「我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。わが国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。」

日本の企業会計はそんなに遅れているのか。悔しいと思いました。良くしてやろうと思いました。戦後の企業会計の発展は、当時の状況を「弊害」と自覚するところから始まったのです。

わが国の公会計が諸外国に比して遅れたものなのか、軽々しく結論づけることは控えます。しかしながら、財政をより良い方向に再構築して上で、公会計の現状と果たすべき役割との間に大きなギャップがあることは認めるべきだと思います。

重要なことは、そのギャップを諦めの理由にするのではなく、発奮の材料とすべきだということだと思います。また、地方公会計を改善していくのは、会計研究者、会計専門職だけではなく、会計リテラシーを持った自治体職員、地域住民の責務でもある

^{xiii} 正しくは、「パーティが盛り上がってきたまさにそのときに、パンチ・ボウルを片付けるように命じるのが中央銀行の役目だ」。ママの記憶違いだと思われる。

(図表14) 行政コスト計算書、純資産変動計算書の様式

行政コスト及び純資産変動計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額	金額	
経常費用			
業務費用			
人件費			
職員給与費			
賞与等引当金繰入額			
退職手当引当金繰入額			
その他			
物件費等			
物件費			
維持補修費			
減価償却費			
その他			
その他の業務費用			
支払利息			
徴収不能引当金繰入額			
その他			
移転費用			
補助金等			
社会保障給付			
他会計への繰出金			
その他			
経常収益			
使用料及び手数料			
その他			
純経常行政コスト			
臨時損失			
災害復旧事業費			
資産除売却損			
投資損失引当金繰入額			
損失補償等引当金繰入額			
その他			
臨時利益			
資産売却益			
その他			
純行政コスト			
財源			
税金等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動 (内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
前年度末純資産残高			
本年度末純資産残高			

(注) 行政コスト計算書と純資産変動計算書を結合した計算書の様式を掲示している。

(出所) 総務省マニュアル

(図表15) 資金収支計算書の様式

資金収支計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税金等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	
前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

(出所) 総務省マニュアル

と思うのです。役所紳士くんも企業戦士さんも未来の社会のために研鑽を重ねてください。

【エンドシーン】

ごもっとも先輩は、眠くて機嫌の悪くなったママをタクシーで送る。企業戦士さんはカウンターに

入ってグラスや食器を洗う。役所紳士くんはテーブルを拭き、ゴミを分別する。会計ゼミ不文律の役割分担だ。それぞれが各々の責任を引き受けて伝統が引き継がれていく。そして、この学生街は常に新しくありながら、永遠に心の故郷でもある。